



議第92号 高島市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項の規定に基づき、生活環境影響調査結果の縦覧手続きおよび意見書の提出方法に關し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。

採決の結果

「賛成全員」で「可決すべきもの」と決定しました。

このほか、付託された1議案について、「賛成全員」で「可決すべきもの」と決定しました。



意見書

北方領土問題の早期解決等を求める意見書を可決しました

我が国固有の領土である北方領土返還の実現は、永年の国民の悲願である。

滋賀県においては、昭和57年に北方領土返還要求運動滋賀県民会議が設立され、県・県議会、市町、市町議会、民間団体など158団体が会員となって返還要求運動を展開してきたところである。

北方領土とその海域をロシアに不法占拠されてから既に79年もの歳月が過ぎ、これまで返還要求運動の中心的役割を担ってきた元島民の多くが故郷に戻るとの願いが叶わず他界され、さらに、ウクライナを巡る国際情勢の影響により日口間の平和条約締結交渉が中断され、ビザなし交流や自由訪問の合意もロシア政府から一方的に停止されるなど、このままでは返還要求運動の停滞や風化も懸念されるところである。

また、北方領土隣接地域においては、北方領土問題が未解決であることにより自由な社会経済活動に多くの制約を受け続け、漁業をはじめとした地域の産業・経済に甚大な影響を及ぼしている。

このような現状を踏まえ、北方領土問題の早期解決のため、外交交渉を支える国民運動としての返還要求運動をより一層推進するとともに、青少年に対する北方領土教育の充実、北方四島への想いを引き継いでいくための運動後継者の育成強化、さらには北方領土返還要求の正当性を国内外に積極的に訴える必要がある。

ついては、北方領土問題の早期解決と隣接地域の振興を図るため、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 北方領土問題の解決に向けた断固たる決意と強い意志を持って、ロシアとの外交交渉を粘り強く推し進めるとともに、国内外の世論の喚起高揚に向けた効果的な返還要求運動を推進すること。
- 2 北方墓参をはじめ、北方四島交流事業（ビザなし交流事業）および自由訪問事業については、特段に早期の再開を目指し、外交交渉を推進すること。
- 3 学校教育および社会教育における北方領土問題に関する教育の充実と強化を図ること。
- 4 元島民等に対する援護対策の充実や、社会経済活動に多くの制約を受けている北方領土隣接地域の疲弊解消のための措置の充実を図ること。

以上の内容を可決し、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、外務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）あてに提出しました。